

市立豊中病院運営計画新プラン等策定支援業務に係るプロポーザル実施要領

令和2年（2020年）4月1日

市立豊中病院

目次

第1章	概要	1
1.	実施目的	1
2.	業務の概要	1
3.	担当部局所管課等	1
4.	参加資格要件	1
5.	実施スケジュール	3
6.	質問	4
第2章	提出書類	5
1.	提案参加申込書の提出	5
2.	企画提案書等の作成要領	6
第3章	プレゼンテーションについて	8
	日時・場所等	8
第4章	選定及び契約について	9
1.	参加資格の確認等	9
2.	プレゼンテーション審査方法	9
3.	審査及び評価内容	9
4.	選定結果の通知	10
5.	選定結果の公表	10
6.	契約について	11
第5章	その他	12
1.	その他事項	12
2.	遵守事項	13
3.	配布資料	13

第1章 概要

1. 実施目的

本実施要領は、市立豊中病院運営計画新プラン等策定支援業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で選定するために、必要な事項を定めたものである。

提案者は、本実施要領を踏まえ、企画提案書及び関連書類を提出するものとする。

なお、本実施要領と併せて配布する市立豊中病院運営計画新プラン等策定支援業務委託仕様書及びその他様式等を含めて、以下「実施要領等」とする。

2. 業務の概要

(1) 委託業務名

市立豊中病院運営計画新プラン等策定支援業務

(2) 業務内容

別添「市立豊中病院運営計画新プラン等策定支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和3年(2021年)3月31日まで

(4) 予算額

委託料の上限は、10,000,000円(消費税及び地方消費税込み)

3. 担当部局所管課等

〒560-8565 豊中市柴原町4丁目14番1号

市立豊中病院 経営企画課

担当者：笹部・高橋

TEL：06-6843-0101（代表）

FAX：06-6858-3531

E-Mail:hkeieikikaku@city.toyonaka.osaka.jp

4. 参加資格要件

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記すべての要件を満たすものとする。なお、企画提案書の提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を認めない。

- (1) 豊中市指名競争入札参加資格者名簿に登録されていること、若しくは、豊中市指名競争入札参加者名簿の登録条件を満たしており、登録申請に必要な書類の提出が可能なこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (3) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 条）第 381 条第 1 項（会社の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (6) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画許可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 法人企業、その他法人及び法人以外の団体等にあって、業務を的確に遂行するに足る能力を有するもの（宗教、政治活動を主たる目的とするものを除く）とする。
- (10) 契約保証金の納付手続きが可能なこと。

5. 実施スケジュール

手続き等の実施スケジュールは以下に示す。

なお、下記スケジュールは予定であるため、変更が生じる場合には、事前に連絡をする。

項目	日程
実施要領等の公表 (提案参加申込書データの掲載)	令和2年(2020年)4月1日(水)
提案参加申込書の提出 持参、郵送	令和2年(2020年)4月8日(水) 午後5時まで
質問事項の受付期限 メール	令和2年(2020年)4月15日(水)午後5時まで
質問事項の回答 メール	随時 最終回答：令和2年(2020年)4月17日(金)
企画提案書の提出期限 持参、郵送、宅配便	令和2年(2020年)4月24日(金) 午後5時まで
参加資格の確認(書類審査) ※参加申込者が3者以下	令和2年(2020年)4月30日(木) 予定
第1次審査 ※参加申込者が4者以上	
確認結果通知(書類審査) 郵送・メール	令和2年(2020年)4月30日(木)
第1次審査結果通知 郵送・メール ※第1次審査を実施した場合のみ	
第2次審査(プレゼンテーション)実施通知 郵送・メール	
第2次審査(プレゼンテーション)	令和2年(2020年)5月15日(金) 予定
審査結果通知 郵送・メール	令和2年(2020年)5月20日(水)
契約交渉期間	令和2年(2020年)5月20日(水)から5月29日(金)
契約日(予定日)	令和2年(2020年)6月1日(月) 予定

※提案参加申込書の提出があった事業者へ様式等データを随時メールで送信する。

6. 質問

質問がある場合は、以下の対応とする。

- (1) 提出期限：令和2年(2020年)4月15日(水)午後5時までとし、随時受け付ける。
- (2) 提出方法：(様式10)「質問書」を電子メール(電話・FAXによる質問は不可)で送信。

メールアドレス(hkeieikikaku@city.toyonaka.osaka.jp)の件名は【支援業務選定質問】とし、質問の要旨を簡潔に記入すること。(Word形式)

- (3) 提出先：第1章「3. 担当部局所管課等」と同じ。
- (4) 回答方法：随時、全ての参加申込者へ電子メールにて回答する。

最終回答は令和2年(2020年)4月17日(金)

第2章 提出書類

1. 提案参加申込書の提出

参加希望者は、次のとおり、誓約書等の書類(以下「書類等」という。)を提出しなければならない。

なお、期限までに書類等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

① 様式1 提案参加申込書 ←令和2年4月8日(水) 午後5時まで

② 様式2 誓約書

③ 様式3 会社概要

④ 様式4 業務経歴書

⑤ 様式5 業務実施体制調書

⑥ 様式6 統括責任者及び担当者の業務実績調書

⑦ 様式7 入札参加停止措置等状況調書

⑧ 様式8 業務協力会社体制調書 ※該当がある場合のみ提出

⑨ 様式9 見積書

⑩ 様式(任意様式) 企画提案書

⑪ 様式10 質問書

⑫ 様式11 辞退届 ※太枠内提出書類

(2) 提出期限：令和2年(2020年)4月24日(金) 午後5時必着

(3) 提出部数：各12部(12部のうち11部は複写可)

なお、様式1、様式2、様式7、様式9については、正本1部に代表者印を押印すること。また、各提出書類の電子データを収録した記録媒体(CD-ROM)1枚を提出すること。

(4) 提出先：第1章「3. 担当部局所管課等」と同じ。

(5) 提出方法：持参(土日及び時間外は受け付けない。)、郵送、宅配便のいずれかによること。郵送、宅配便による提出する場合は、担当部局所管課に対し、書類の到達について確認すること。

(6) その他の提出資料

提出後、参加を辞退する場合は、様式11「辞退届」を提出すること。

(7) 書類の取り扱いについて

提出書類はいかなる場合でも返却しない。

2. 企画提案書等の作成要領

- (1) 書類等は、②から⑩までをインデックスを用いてフラットファイル等に綴ること。
※複数冊可
- (2) **様式 8 業務協力会社体制** ※該当がある場合のみ提出
業務の一部を第三者に再委託する場合(予定も含む。)は、業務の役割や責任体制を明らかにすること。
- (3) **様式 9 見積書**
見積金額の内訳については、人件費、間接経費など各費用の算出根拠を明示した内訳書を必ず添付すること。
- (4) **様式(任意) 企画提案書(スケジュール、工程表を含む。)**
 - ① 公正かつ公平な方法で内容比較を行うため、企画提案内容には、次の項目(6点)を目次により章立てをして作成すること。

項目

- (ア) 豊能二次医療圏において市立豊中病院を取り巻く状況や公的医療機関に求められる役割や方向性の観点から、今後の経営課題や診療機能及び規模について、現時点で提案者が考えるところを提案ください。
- (イ) 市立豊中病院運営計画新プラン及び実施計画の策定を支援する体制のあり方や考え方、効果的な方法等についてご提案ください。また、これまでの計画策定支援業務において、病院経営の改善や病院機能の向上につながった実績などがあれば、ご説明ください。
- (ウ) 病院運営審議会の運営(4回の開催を想定)や院内の各部門との意見調整において、議論を収斂して計画を取りまとめていくために、現時点で考える実施方法や議論項目、用意する資料内容についてご提案ください。
- (エ) 医師の働き方改革を進めるワークシェアリングに伴う具体的なサービスのあり方、医療専門職の人材確保やモチベーションを高める人材育成のあり方等から、経営の健全化につなげるしくみについて具体的にご提案ください。
- (オ) 市立豊中病院の診療機能を向上していくうえで、必要となる施設の再配置及び既存施設を有効活用する施設設備の改修のあり方や考え方について、ご提案ください。
- (カ) 仕様書の内容以外に、業務の目的を達成するために提案者ができることや、効果的・戦略的な病院運営事業があれば、ご提案ください。

- ② 本語の文章とし、難解な専門用語の使用は極力避け、平易な文章とすること。
- ③ 原則、日本工業規格A版の用紙を用いて**両面印刷**とすること。
- ④ 図は、原則、文章の補助として用いること。
- ⑤ ページ番号を付すこと。
 - (ア)総ページ数は、表紙、目次を含めて100ページ以内とすること。
 - (イ)なお、中表紙を使用する場合は、中表紙は総ページ数には含めない。

第3章 プレゼンテーションについて

提案者が4者以上ある場合のみ第1次審査(3者以下は書類審査)を行い、第2次審査(プレゼンテーション)は、第1次審査(書類審査)通過者で実施する。

第2次審査(プレゼンテーション)の実施については、案内(郵送・メール)を行う。

提案者1者につきおおむね1時間を割り当てるので、以下の内容にて実施すること。

1. 日時：令和2年(2020年)5月15日(金)

2. 場所：市立豊中病院 管理棟5階講堂

3. 時間：

(1) プレゼンテーション (概ね30分)

(2) 質疑応答 (概ね20分)

4. 留意事項：

- ① プレゼンテーションの参加者は、補助者を含めて3名までとする。
- ② プレゼンテーションの説明は、委託業務の中心的な役割を占める者が実施すること。
- ③ プレゼンテーションにおいて説明する内容は、企画提案書に基づく内容であること。
特に、「2. 企画提案書等の作成要領」(4)①の内容については、項目立てて説明をすること。
- ④ プレゼンテーションにおいて使用する機材等は、当日提案者が用意すること。
※本院では、スクリーン、プロジェクター及び電源を用意する。
- ⑤ プレゼンテーションの実施は非公開とする。
- ⑥ 欠席をした場合は、本件にかかる審査、評価から除外する。

予
定

第4章 選定及び契約について

1. 参加資格の確認等

第1章「4. 参加資格要件」に定める参加要件に該当するか確認を行い、令和2年4月30日(木)に、次に掲げる事項を記載した「確認結果通知書」を郵送及びメールで送信する。

- (1) 参加資格を有すると認められた者にあつては、参加資格がある旨及び「プレゼンテーション」の実施に関する案内
- (2) 参加資格を有しないと認められた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨
- (3) 「1. 参加資格の確認等」の(2)の通知を受けた者は、その理由について、次のとおり書面(様式は任意)により、市立豊中病院事業管理者(以下「管理者」という。)に対し説明を求めることができる。
 - ① 提出期間：令和2年(2020年)5月8日(金)までの午前9時から午後5時まで
 - ② 提出場所：第1章「3. 担当部局所管課等」と同じ。
 - ③ 提出方法：持参によること。(郵送、宅配、電子メール又はファクシミリ不可)
- (4) 管理者は、(3)の説明を求められたときは、令和2年5月13日(水)までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

2. プレゼンテーション審査方法

本院選定委員会は、「市立豊中病院運営計画新プラン等策定支援業務委託仕様書」に基づき提出された書類一式及びプレゼンテーションの内容、価格等について、審査、評価を行う。

本院選定委員会は、総合的に最も優れた内容の提案を行った事業者を市立豊中病院運営計画新プラン等策定支援業務に係る「優先契約候補事業者」として決定する。

審査基準等に関する詳細は、本院選定委員会において定める。なお、採点の方法や内容についての問い合わせには一切応じない。

3. 審査及び評価内容

企画提案書に基づくプレゼンテーション等を実施した後、下記の評価項目により審査、評価を行い、評価点数(合計点数)の最も高い提案者を優先契約候補事業者として選定する。最高点の者が複数の場合は、企画提案内容を中心に本院選定委員会委員による合議で決定する。

次の合格基準点に満たない場合は、順位が1位の場合であっても優先契約候補事業者とはしない。

- 価格評価を除く項目の採点が、配点の6割未満の場合

○全体の採点の合計点が60点未満の場合

(1) 加点評価

① 業務遂行能力評価 (30点)

市立豊中病院運営計画新プラン等策定支援業務について、提出書類に記載された内容及びプレゼンテーション等で示された内容を確認し、業務実績や体制等の審査・評価を行う。

② 企画提案評価 (60点)

企画提案書及びプレゼンテーションにより提案された内容が、市立豊中病院運営計画新プラン等の策定及び本院施策推進への理解度や独創性等を判断することによって審査・評価を行う。

③ 価格評価 (10点)

提出された見積書に基づいて経済性の審査・評価を行う。

(2) 減点評価

公募開始日から過去3年以内の処分歴等については、処分等の終期から公募日までの経過期間の長さ及び処分等の期間の長さに応じて、各評価項目の採点の合計点から、次の減点を行うものとする。

○1年以内・・・企画提案評価の配点の10%を減点

○2年以内・・・企画提案評価の配点の7%を減点

○3年以内・・・企画提案評価の配点の5%を減点

4. 選定結果の通知

プロポーザルに参加した事業者のうち、優先契約候補事業者へは「選考結果通知書」を郵送及びメールにて送付する。それ以外の事業者へは、電子メールにより選考順位を通知する。

なお、選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。

5. 選考結果の公表

選考結果の通知後、本院ホームページ等において結果を公表する。

公表内容は次のとおりとする。

(1) 優先契約候補事業者名、評価点及び選定理由

(2) 全参加事業者の名称 ※申込順

(3) 全参加事業者の評価点 ※評価合計点順

参加が2者の場合は、次点者の評価合計点は公表しない。

6. 契約について

提案の内容と本院の意向について契約交渉を行った上、合意（予算の範囲内で適正な業務が行えると判断される場合）が得られた時点で随意契約による契約を行う。

ただし、この交渉が不調に終わったときは、次の順位の提案者を優先契約候補事業者として同様の交渉を行うこととする。

また、契約は以下の条件で行うものとする。

- (1) 企画提案作業の過程で本院が得た情報等は、一切の権利が本院にあるものとする。
- (2) 審査の結果、優先契約候補事業者として選定された場合であっても、提案に虚偽の記載又は重大な瑕疵等があった場合や、第1章「4. 参加資格要件」に抵触するに至った場合は、選定を取り消すことがある。また、契約後に仕様書に記載された内容が遵守されない場合にも、同様に決定を取り消すことがある。
- (3) 本業務の受託者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付又は履行保証契約の締結を行うこととする。（受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除規定に該当する場合は除く。）
- (4) 随意契約による契約を行うにあたっては、豊中市随意契約ガイドラインに基づくものとする。

第5章 その他

1. その他事項

- (1) 企画提案に係る一切の経費は事業者の負担とする。
- (2) 提出書類一式は返却しない。なお、選定作業に必要な範囲において複製することがある。また、豊中市情報公開条例に定めるところにより、公開されることがある。
- (3) 提出書類に記載した担当予定者を変更する場合には、事前に本院に届け出るものとする。ただし、その場合は、従前の担当者と同等以上の技術を有すること。
- (4) 提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、本院が認めた場合はこの限りではない。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ① 本案件期間中に第1章「4. 参加資格要件」で規定する参加資格に抵触するに至った場合
 - ② 提出書類等に虚偽の記載をした場合
 - ③ 本実施要領に規定した事項を遵守せずに提案を行った場合
 - ④ 記載すべき事項の全部、又は一部が記載されていない場合
 - ⑤ 一事業者で複数の提案をした場合
 - ⑥ プレゼンテーション等に欠席した場合
 - ⑦ 提案に関して談合等の不正行為があった場合
 - ⑧ 正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
 - ⑨ 法令並びに本市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
 - ⑩ 本院選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めるなど、選定の公平性を害する行為があった場合
 - ⑪ 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、当該選定委員会が失格であると認めたとき
- (6) 企画提案書に記載された内容は、特に明記がない場合、受託後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとする。
- (7) 期限後あるいは審査経過に関する質問等は一切受け付けない。
- (8) 本プロポーザル期間中に、本院が要請する来院（企画提案書類等の提出、プレゼンテーション等）を除き、市立豊中病院職員に対して本件に関する接触は、一切禁止する。

2. 遵守事項

- (1) 本院から得た資料・情報等を、他に流用・提供等することを固く禁ずる。
- (2) 提案を辞退した事業者、又は審査の結果、本院との契約に至らなかった事業者は、本院から得た資料等を速やかに確実な方法で処分すること。

3. 配布資料

- (1) 市立豊中病院運営計画新プラン等策定支援業務委託仕様書 PDF
- (2) 様式 1 提案参加申込書
- (3) 様式 2 誓約書
- (4) 様式 3 会社概要
- (5) 様式 4 業務経歴書
- (6) 様式 5 業務実施体制調書
- (7) 様式 6 統括責任者及び担当者の業務実績調書
- (8) 様式 7 入札参加停止措置等状況調書
- (9) 様式 8 業務協力会社体制調書
- (10) 様式 9 見積書
- (11) 様式 10 質問書
- (12) 様式 11 辞退届
- (13) 市立豊中病院運営計画(平成 30 年度～平成 34 年度) PDF
- (14) 市立豊中病院運営計画(平成 30 年度～平成 34 年度)概要版 PDF
- (15) 市立豊中病院運営計画実施計画(平成 30 年度～平成 34 年度) PDF
- (16) 建設工事完了書類一覧 PDF